

平成 年 月 日	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
通 信 日 付 印	確認印				

③ ④ ⑤

受付印

所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)		事業種目	
(ふりがな)		期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額 又は出資金の額)	
法人名		同上1億円以下の普通法人のうち小法人等に該当しないもの 非中(小)法人等	
(ふりがな)		期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
代表者氏名		期 末 現 在 の 額 資 本 金 等 の 額	

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度分又は道府県民税の申告書
道府県民税の申告書

摘 要		課 税 標 準	税率(100)	税 額	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によっ て計算した法人税額	①
所得金額総額 (88)-(89)又は別表5(33)	(27)	兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円	試験研究費の額等に係る 法人税額の特別控除額	②
年400万円以下の金額	(28)	0.0,0		兆 十億 百万 千 円	還付法人税額等の控除額	③
年400万円を超え年 800万円以下の金額	(29)	0.0,0		兆 十億 百万 千 円	退職年金等積立金に係る 法人税額	④
年800万円を超える 金額	(30)	0.0,0		兆 十億 百万 千 円	課税標準となる法人税額又は個別帰属 法人税額 + +	⑤
計 (28)+(29)+(30)	(31)	0.0,0		兆 十億 百万 千 円	2以上の道府県に事務所又は事業所 を有する法人における課税標準とな る法人税額又は個別帰属法人税額	⑥
軽減税率不適用法人 の金額	(32)	0.0,0		兆 十億 百万 千 円	法人税割額 (又は × 100)	⑦
付加価値額総額	(33)			兆 十億 百万 千 円	道府県民税の特定寄附金 税額控除額	⑧
付 加 価 値 額	(34)	0.0,0		兆 十億 百万 千 円	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨
資本金等の額総額	(35)			兆 十億 百万 千 円	外国の法人税等の額の控 除額	⑩
資本金等の額	(36)	0.0,0		兆 十億 百万 千 円	仮装経理に基づく法人税 割額の控除額	⑪
収入金額総額	(37)			兆 十億 百万 千 円	差引法人税割額	⑫
収 入 金 額	(38)	0.0,0		兆 十億 百万 千 円	既に納付の確定した当期 分の法人税割額	⑬
合計事業税額 (31)+(34)+(36)+(38)又は(32)+(34)+(36)+(38)	(39)	0.0		兆 十億 百万 千 円	租税条約の実施に係る法人税 割額の控除額	⑭
平成28年改正法附則第5条の控除額	(40)	0.0		兆 十億 百万 千 円	この申告により納付すべ き法人税割額	⑮
事業税の特定 寄附金税額控除額	(41)	仮装経理に基づく 事業税額の控除額	(42)		算定期間中において事務 所等を有していた月数	⑯
差引事業税額 (39)-(40)-(41)-(42)	(43)	0.0	(44)		均 等 割 額	⑰
租税条約の実施に 係る事業税額の控除額	(45)	この申告により納付 すべき事業税額 (43)-(44)-(45)	(46)	0.0	円 × $\frac{\quad}{12}$	⑱
(46) 所得割	(47)	0.0	付加価値割	(48)	0.0	⑲
資本割	(49)	0.0	収 入 割	(50)	0.0	⑳
(46)のうち見込納付額	(51)		差引(46)-(51)	(52)		㉑
摘 要		課 税 標 準	税率(100)	税 額	(20)のうち見込納付額	㉒
所得割に係る 地方法人特別税額	(53)	兆 十億 百万 千 円	0.0	兆 十億 百万 千 円	差 引 (20)-(21)	㉓
収入割に係る 地方法人特別税額	(54)	0.0		兆 十億 百万 千 円	東 京 都 特 別 区 分 の 課 税 標 準 額	㉔
合計地方法人特別税額 (53)+(54)	(55)	0.0		兆 十億 百万 千 円	同上に対する税額 (23) × 100	㉕
仮装経理に基づく 地方法人特別税額 の控除額	(56)	兆 十億 百万 千 円	差引地方法人 特別税額(55)-(56)	(57)	市町村分の課税標準額	㉖
既に納付の確定 した当期分の 地方法人特別税額	(58)		租税条約の実施に係る 地方法人特別税額の控除額	(59)	同上に対する税額 (25) × 100	㉗
この申告により納付 すべき地方法人特別税額	(60)	0.0	(60)のうち 見込納付額	(61)	還 付 請 求	㉘
差引(60)-(61)	(62)				還付を受けようとする 金融機関及び支払方法	㉙
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得 金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(42))	(63)				法人税の期末現在の資本金等の額 又は連結個別資本金等の額	㉚
損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及 び復興特別所得税額	(64)				法人税の当期の確定税額又は 連結法人税個別帰属支払額	㉛
損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等 損失準備金勘定への繰入額	(65)				決 算 確 定 の 日	㉜
益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等 損失準備金勘定からの戻入額	(66)				解 散 の 日	㉝
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課さ れた外国法人税額	(67)				残余財産の最後の分配又は引渡しの日	㉞
仮計 (63)+(64)+(65)-(66)-(67)	(68)				申告期限の延長の処分(承認)の有無	㉟
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった 場合の欠損金額等の当期控除額	(69)				法人税の申告書の種類	㊱
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(49))又は個別所得 金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(56))	(70)				この申告が中間申告の場合の計算期間	㊲
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	(71)				翌期の中間申告の要否	㊳

(道府県民税)

関署与税押印

(電話)

次回以降申告書(予定申告書を含む。)及び申告書記載の手引の送付を希望しない方は、右欄にチェックしてください。 納付書は送付します。